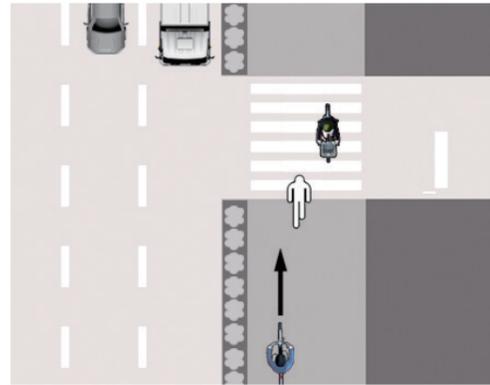


自転車通行可の歩道 (シーン 2)



自転車通行可の歩道で高校生が起こした事故例 ———— **賠償額 1,450万円** 平成8年東京地方裁判所判決

駅付近の混雑した歩道で、自転車に乗った男子高校生が主婦とすれ違ったときに、自転車のハンドルが主婦のショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、主婦が転倒してケガをした。

賠償額とは、判決で加害者が支払を命じられた金額です (金額は概算額)。

● 映像 (前半) を見て考えよう！

個人学習

Q1 映像の場面において、どのような危険が予測されますか？

Q2 映像と同じ状況で、あなたは普段どのようなことに気をつけていますか？ 気をつけていることを記入しましょう。

● 映像 (後半) を見て考えよう！

Q3 映像を見て感じたこと、気づいたことを記入してみましょう。あなたの普段の行動を振り返りながら考えてみてください。

Q4 どうすればルールを守り、安全に行動することができるようになるのでしょうか？

● みんなで話し合おう！

グループディスカッション

Q5 映像を見て感じたこと、気づいたことをグループで話し合い、映像のような状況で事故に遭わないためにはどうすればよいかまとめてみましょう。

感じたこと、気づいたこと

安全に走行するためには

高校生世代の自転車事故の特徴

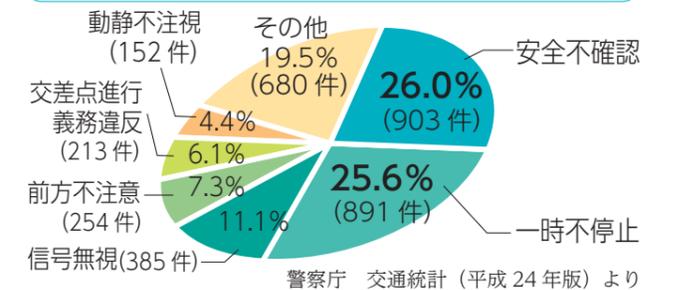
自転車の事故、どこで起きているのか？

約8割が交差点で起きている

どんな交差点で起きているのか？

- 1位 信号機のない交差点
- 2位 信号機のある交差点
- 3位 交差点付近

◆ 自転車の違反別事故件数 (平成24年中)



自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区分のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。また、自転車道がある場合は、そこを通らなければなりません。

【自転車が歩道走行できる場合】

- 普通自転車歩道通行可の標識・標示がある場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が運転している場合
- 道路工事や駐停車車両などで、安全のため、やむを得ない場合 など

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車も例外的に歩道走行ができる場合があります。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を走るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童 (13歳未満の者) を保護する責任のある者は、幼児・児童を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。